平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年10月 1日(火曜日)

開 会 午前 10時00分 閉 会 午後 12時09分

〇会議に付した事件

- ・白老町財政健全化に関する調査について
 - 1. 白老町財政健全プラン(案)について
 - 2. その他

〇出席委員(13名)

委員長 小 西 秀 延 君 副委員長 山田和子君 委 員 氏 家 裕 治 君 委 員 吉 田 和 子 君 委 員 斎 藤 信 君 委 員 大 渕 夫 君 征 紀 員 子 委 謙 君 委 員 西 君 松田 吾 田 委 員 広 地 君 孝 君 紀 彰 委 員 吉 谷 一 委 員 広 君 君 本 間 朗 委 員 前 田博 之 員 委 及 川 保 君 議 長 山 本 浩 亚 君

〇欠席委員(なし)

〇説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸 田 安 彦 君 町 副 長 白 崎 浩 司 君 教 育 長 古 俣 博 之 君 理 事 山 本 誠 君 総合行政局長 岩 達 城 己 君 総合行政局行政改革担当課長 健 須 田 君 総合行政局財政担当課長 安 達 義 孝 君 総合行政局行企画担当課長 高 橋 裕 明 君 総合行政局財政主査 冨 Ш 英 孝 君 総合行政局行政改革主査 大 塩 英 男 君 総合行政局行政改革主査 村 上 弘 光 君 生活環境課長 竹 田 敏 雄 君 生活環境課主查 湯 浅 昌 晃 君 産業経済課港湾担当課長 赤 城 雅 也 君 病院事務長 野宮敦史君

〇職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岡村幸男君

主 査 本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長(小西秀延君) これより白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。
(午前10時00分)

○委員長(小西秀延君) 白老町の財政健全化に関する調査を行います。まず、本日の特別委員会 の進め方についてであります。行政側から財政健全化のための新しい計画が提出され、お手元に配付しております。本日はこの計画の内容について説明を受けた後、各委員から確認等のための質疑を行います。本格的な質疑については本日配付されたばかりですので、それぞれにおいて内容を精査され、次回以降としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

それでは、財政健全化プラン(案)の説明をお願いいたします。 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 調査特別委員会にあたり、私から財政健全化に向かう対策と決意について 述べさせていただきます。これまで長年にわたる財政対策に取り組んできたところでありますが、 昨年度に歳入が大きく不足したことから早急に対策を講じなければならない状況となり、予算執行 の凍結や財政調整基金の取り崩しなどで切り抜けてまいりました。しかし、状況分析したところ、 現状の財政運営を続けると29年度には実質赤字比率が20%を超え、財政再生団体になることが予 想されることから、さらに抜本的な対策が必要であると判断いたしました。そのため、これまでの 内部検討による自己改革にとどまらず外部の有識者からのご意見もいただきその結果は答申として 示されました。公表された内容で町民の皆様に不安を与えさまざまな議論を巻き起こすものとなり ましたが、答申の内容は重く受けとめなければなりません。これまでのまちづくりや公共投資、行 政サービスのあり方、さらには財政運営を再考しまちや町民の将来を考えた対策を断行しなければ、 次のステップに踏み出せない状況であります。そして、今の財政健全化の努力が次の白老町の新た なまちづくりの原動力にしていかなければならないと考えます。このたびの財政健全化の目標とし て人口減少と自主財源の縮小が予想される中にあって、歳入と歳出のバランスを確保すること。財 政規律をもって事務事業の縮小や効率化を進めること。リスク認識と将来予測を確実に行うこと。 このことによって実質赤字比率を発生させないこと。実数公債費比率を18%以下にすること。将 来負担比率を現在の半分以下にすることを目指します。

次に、財政健全化に向けた主要課題の取り組みについて述べさせていただきます。これまで事業 実施が大きな負担となっている事業や先送りとなって解決に至っていない事業について、その方向 を決定し解決に向けて取り組んでまいります。では、9項目についてご説明いたします。財政健全 化プラン(案)では5ページからの説明になります。1項目目に、町立病院についてであります。 町立病院は町民の健康と安心を守るためその経営を続けてまいりましたが、地域の生活・医療環境 等が変化する中、長年にわたり赤字経営が続いております。毎年、一般会計からの繰出金を受けな ければならない状況でその額が増加傾向にあるため一般会計の負担が増加し、財政状況の悪化の一 因になっております。このままの経営では廃止を考えなければならない状況であり、昨年度に委託 調査した経営診断報告書と運営方針報告書に基づく損益収支予測シミュレーションによると、いず れにおいても今後も赤字が発生し、一般会計からの繰出金は全てのケースで億単位の支出が予測さ れる試算結果となりました。病院経営を継続する場合には医業収益の増加と医業費用の削減を図っ ていかなければなりません。また、迅速・丁寧・親切をモットーとする対応や施設のホスピタリテ ィーの向上に努めなければなりません。こうした状況を踏まえ町民の健康を守る使命と公共性の役 割を果たす目的のため、院長とも協議を重ねた結果、現在の財政負担を縮減することを条件に院長 自らが町立病院経営改善計画を策定して、病院と町が一体となって経営改善に取り組むことといた します。しかし、町の財政状況に余裕はありません。今後1年間程度の経営状況を見極めながら、 その後の方針を決定することといたします。その間の財政負担については、さらに、事務事業切り 詰めることによって対応することとします。2項目目に、バイオマス燃料化事業についてでありま す。本事業は環境政策面で優れた事業でありますが、今後の設備更新等に多額の費用が必要であり 町財政がひっ迫している現状の中で、このまま継続していくことは困難であります。しかしながら、 事業を廃止した場合には補助金の返還と起債の一括償還、施設の解体費用などが発生するため現時 点では負担に耐えきれません。従いまして、財政負担、つまり町民負担が1番少ない方法を選択す るため本事業は大幅に縮小することとします。具体的には操業時間を24時間から8時間に縮小し、 ごみや余剰生成物を固形燃料化して年間 2,000 トン程度の生産とし、その他のごみは広域処理し ていきます。また、並行して国と補助金や起債償還等の取り扱いについて協議を継続し設備の更新 等を行わずに、さらなる経費の軽減を図る方策に取り組んでまいります。3項目目に、港湾事業に ついてであります。第3商港区が暫定供用により利用可能となることに伴い完成までの事業量を抑 え、計画期間を延ばすことで単年度事業費を大幅に縮減します。このことにより、大きな負担とな ってきた臨時事業費の圧縮を図り歳出を抑制します。また、新たな荷役施設等の整備については多 大な事業費が見込まれることから、利用者との協議が整うまで港湾管理者として施設整備を凍結す ることとします。4項目目に、人件費についてであります。労働の対価として支給される給料につ いては、苦渋の選択ではありますが、財源確保のため削減を継続実施します。削減率は平均9.5% とし、管理職手当も10%、特別職等の給料の削減も継続します。また、人員削減による人件費抑 制にも取り組み、人口推計に合わせた職員の定員管理計画による削減を進めます。そのために、組 織のスリム化や事務事業の見直し人材の育成と再任用職員等の活用を図りながら行政機能を確保し てきます。5項目目に、第三セクター等改革推進債についてであります。公債費の負担が財政運営 に大きく影響していることから歳出削減を図るため、三セク債の償還期間を10年間から15年間 に繰り延べして単年度の歳出負担を軽減します。そのために、国に対して償還期限の延長申請を行 ってまいります。6項目目に、事務事業についてであります。事務事業については、これまでも内 部管理経費や行政サービスの見直しを進めてきたところですが、新たな事務事業の見直し方針に基 づいて全事務事業について目的と達成度、必要性などを点検し、廃止・統合・縮小や民営化・委託

化・直営化など、歳出削減を図るため抜本的な見直しに取り組みます。 7項目目に、補助金につい てであります。補助金等は町の行政目的を効果的効率的に達成する上で重要な役割を持っている一 方で社会情勢が変化しても見直しが行われないことや、重複・前例踏襲型の継続が存在し効果の検 証も不十分であることなど、交付の硬直化が一般に指摘されております。このようなことから、補 助金等の制度を再検討し既存の補助金等の適正化や新しい補助金等を創設する場合の新たな基本方 針として、補助金等の見直しに関する基本方針を策定し補助金等を性質別に分類して、それぞれの 性質別に廃止、統合、縮小や新たな基準による公募、期間設定、補助率の設定などの補助金制度の 見直しに取り組みます。8項目目に、公共施設についてであります。これまで公共施設は人口増加 を前提とする整備計画により進めてきましたが、多くの公共施設は経年劣化による老朽化が進んで おり、人口の減少傾向とともに、これらの公共施設を維持していくには多大な財政負担が伴い町財 政を圧迫していくことになるため、利活用や人口動態に合わせた整備計画の見直しを進めます。ま た、利用者の声に耳を傾けるとともに利便性の向上や利用者の増加を図り、ライフサイクルコスト による受益者負担の検討も進めます。このことから、公共施設のあり方の見直し方針を策定し、統 合・廃止・休止や管理方法などの施設整備・運営の見直しを進めるとともに、町の地域担当職員制 度と連動させた仕組みづくりを行い、連合町内会を母体とした地区協議会により公共施設等のあり 方を含む地区振興計画の策定を進めます。 9 項目目に、公共下水道事業にあります。公共下水道事 業を維持していくために施設の老朽化による維持更新に係る費用や企業債の償還などの経費が必要 となるため、利用者の応分の負担が必要であり受益者負担率等を勘案して今後の下水道事業計画や 経費の見直しを行った上で、27年度めどとして下水道使用料の改定を行う予定です。以上が主要 課題の取り組み方針であります。取り組みの中には補助金や公債費の償還など大きな負担があるこ とから事業の継続を選択したり、継続するために財政負担の軽減を優先選択しなければならない事 業や町民サービスに大きな影響や負担を与えることを考慮しなければならない事業などがある中に おいて、今回示した対策に取り組んでいくことになりますが、大きな財源対策として役場職員の人 員削減や給料削減を行いながら、2、3年度内にさらなる事務事業の対策を進めることで町民の生 命と財産を守る使命を果たしていくことができると考えます。そして、新たな財政健全化プランの 計画期間中に、健全化目標が達成できるよう情報を共有しながら適正な行政活動を行い、議会をは じめ、町民の皆様の協力も得ながら真剣かつ全力で取り組んでいく決意であります。以上、財政健 全化に向かう対策と決意を述べさせていただきましたが、この後のプランの詳細については、担当 から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〇委員長(小西秀延君) 安達財政担当課長。

○財政担当課長(安達義孝君) おはようございます。白老町財政健全化プラン(案)と資料編についてこれからご説明します。まず、プランを開いていただいて、目次のほうを開いていただきたいと思います。今回のプランに関しましては、第1章のこれまでの健全化への取り組みと新たな財政健全化の必要性、第2章では健全化に向けた基本方針、第3章では財政健全化に向けての主要課題、第4章では具体的な健全化対策、第5章では健全化プランの実施後の収支見通し、最後に第

6章では今後の課題を記載しております。また、資料編の目次をお開きください。資料編につきま しては、1ページから14ページまでが新財政改革プログラムを行った過去の19年から24年度の 状況をグラフ等で表しております。今回の削減対策につきましては、15ページから33ページに要 約しておりますので、ご一読をいただきたいと思います。戻っていただいて、健全化プランのほう をお開き下さい。まず、2ページでございます。第1章、これまでの健全化の取り組みと新たな財 政健全化の必要性でございます。平成 19 年度に制定された「地方公共団体の健全化に関する法律」 に規定された、財政健全化団体になることを回避するために、平成 20 年 3 月、平成 23 年 3 月に 新財政改革プログラムを策定してこの間対策を行ってまいりました。平成 19 年度から 23 年度ま での対策については、赤字会計の公共下水道事業会計、国民健康保険事業会計の累積赤字額と国民 健康保険病院会計の不良債務額を解消したほか、工業団地造成会計、臨海部土地造成事業会計、土 地開発公社の累積赤字額を第三セクター債を借り入れし、廃止、解散等の対策を主に行ってまいり ました。この間の対策額は25億1,000万円、目標額が25億6,000万円、達成率98%となってお り、ほぼ目標額を達成したと捉えております。しかし、平成 19 年度当初から実施してきた給与費 削減を 22 年 12 月に緩和し、22 年度に借り入れた第三セクター債の償還が 23 年度から年間 2 億円 ほど償還が始まりました。その結果、歳出の増加と歳入の減少によっての収支の均衡が崩れだし、 平成 24 年度の予算編成では自主財源で歳出額を賄うことができないため、財政調整基金を取り崩 す予算編成となっております。また、24年度については6月に住民税、固定資産税、7月には普 通交付税の歳入欠陥を生じ、財源不足に対応するため財政調整基金の取り崩しながら補正財源の対 策を行い、また一般行政経費の5%凍結の対策を行ってまいりました。平成25年度も同様に自主 財源の減少から予算編成が困難となり、財源不足があり水道会計から借り入れする対策を行って現 在に至っております。過去2年間の財政状況の悪化の要因は自主財源である町税の減収が予測を上 回るほど減少しており、歳出に充てる経常一般財源が減少したため収支均衡が図れなくなったと分 析をしております。以上のように、将来の財政運営に対する収支状況の見込みに対する危機の認識 を欠いたことが今日の白老町の財政状況になったものと判断しております。この危機から脱却する ためには財政健全化に重点を置いた計画を新たに策定し、これまで以上の徹底した改革と政策転換 を断行する必要があると考えております。次に、3ページ目でございます。第2章、財政健全化に 向けた基本方針でございます。まず(1)計画期間は平成26年から平成32年度の7年間を見込 みました。この計画に当たっては、現状延長型の収支予測を皆様に報告いたしておりますので、33 年からは黒字化になりますので 32 年までをまず終わりとして、25 年については今年度も歳入不足 を発生しておりますけれども、前回のプログラムの延長ということで 26 年から 32 年まで7年間 と設定させていただきました。次に(2)目標でございます。1点目は収支均衡を図り実質赤字比 率、連結赤字比率を発生しない取り組みを行ってまいります。2点目としては、「公債費負担適正 計画」に基づいた実質公債費負担比率を 18%以下に改善する取り組みでございます。 3 点目は、 世代間の公平の視点から将来への過度な負担を先送りしない、将来負担比率の低下に努めてまいり ます。(3)取り組み姿勢でございます。1点目の政策課題の解決でございます。過去の事業によ

る公債費負担を抱えたまま行政運営を継続したことで財政危機を招いた結果を踏まえ、財政規律を 遵守することで将来に向かって継続できるまちづくりができるものと考えております。そのために は、新規及び継続の事務事業も費用対効果を検証し、十分な議論を行いながら政策課題の解決に努 めてまいります。2点目、危機意識の共有と徹底した改革実行でございます。徹底した改革を実行 するという強い意志と計画達成をやりぬくための職員の意識の向上に取り組んでまいります。さら に、町民には随時財政情報を提供し情報の共有化を図ってまいります。3点目についてです。行財 政の抜本的見直しです。事務事業の見直しはもちろんでございますが、常にコスト意識を持ち歳入 のバランスがとれる歳出構造への転換、経営感覚を持った行財政運営を取り組んでまいります。以 上が3点、取り組みの姿勢でございます。次に、(4)計画の位置づけと性格でございます。これ までの新財政プログラムにおける対策は従来どおり受け継いでいくものと考えております。さらに 財政健全化につながる新たな方策も見出しながら、さらなる取り組みを進めてまいります。白老町 総合計画を推進するための財源確保は当然のごとく行ってまいらなければいけないと考えており、 また財政の健全化を実行する計画でもあることから、本町の全ての実施計画等に対する財政的な制 約をかけてまいります。(5)財政健全化プランの見直しでございます。平成 28 年度決算見込み に基づきまして、平成 28 年度中に次期の改正を行い、29 年度から新たなまた改訂版を作成すると。 その後3年ごとに計画の見直しを考えております。また、社会情勢や経済情勢の変化等によって見 直す場合もございます。それについては毎年見直すものと考えております。次に、第3章の財政健 全化に向けた重点事項でございますが、先ほど町長のほうから具体的にこの方針について述べさせ ていただきましたので、私のほうからは省略させていただきます。9ページ目でございます。第4 章の具体的な健全化対策でございます。一般会計の歳入確保についてでございます。まず(1)と して、町税基盤の強化、収納率向上と税財源の確保の2点を取り上げ、税収の確保に取り組んでま いります。(2)超過課税の継続でございます。固定資産税・法人町民税、新財政改革プログラム の対策として19年度から引き続き継続していますが、計画についても継続して対策を入れていき たいと考えております。続いて、10ページ目でございます。(3)使用料・手数料等の収納率向 上対策等でございます。保育料から学校給食費まで手数料5項目を記載させていただいております が、この目標どおり実行し使用料の財源確保を図ってまいりたいと考えております。次に、11 ペ ージでございます。 (4) 使用料・手数料の見直しでございます。公共施設や公共サービスを利用 しない町民との利用者の負担の公平性を勘案し「受益者負担の原則」を基本に「ルールの統一化」 を図ってまいります。改正については平成 27 年度に改正を行い、その後 3 年ごとに見直しを行っ てまいります。また、これまでの使用料・手数料の積算は、運営コストのみ積算の根拠としてまい りましたが、今後はライフサイクルコストを含めた積算により検討・実施してまいりたいと考えて おります。次に、保育料の改定については平成20年度に国の基準に準じた見直しを実施してきま した。適正な受益者負担の観点と各階層の軽減率の見直しを平成27年度に実施検討してまいりま す。(5)町有地の売却処分です。町有地の売却については景気の低迷からマイホーム等の建築が 減少している中でございますが、継続してPRを強化しながら売却を促進してまいります。また、

町に引き継がれました工業団地造成事業会計や臨海部土地造成会計の土地についても積極的な販売 を今後とも取り組んでまいりたいと考えております。次に、(6)諸収入でございます。公共施設 等の資産を最大限活用した広告収入の拡大を取り組んでまいりたいと考えております。12 ページ でございます。(7)起債の抑制でございます。投資的経費による起債の発行額でございますが 「公債費負担適正化計画」に基づき、総額7億円の範囲以内で今後とも取り進めてまいりたいと思 います。このうち臨時財政対策債は4億円となっておりますので、町債については3億円という歯 どめで抑制をかけて進んでまいりたいと考えております。次に、2番目歳出の削減でございます。 (1)職員数の適正化と人件費抑制です。まず1点目の職員数の適正化でございます。職員数の規 模は人口規模に対し現在の同等の職員を確保し事務事業を進めていくために平成24年度と同じ人 口1万人規模当たり109.18人を適正とし、平成32年度の白老町の人口予測1万6,542人に対し て 180 名規模として設定を行っております。詳細については後ほど総務課長からご説明申し上げ ます。給与削減はここに記載しているとおり理事者、一般職についてはこの記載のとおりの削減率 を継続してまいります。ただし、この職員の給与に関しましては、現在、労働組合と交渉中でござ いますので、これについてはまだ妥結をしておりませんので、今後これからの協議となっておりま す。次に13ページ、(2)事務事業の見直しでございます。これも、先ほど町長が述べた重点項 目の1項目でございますがここに記載しているとおり、事務事業の見直しをさらに進めてまいりた いと考えております。ここに記載した内部管理経費の見直し事務事業の整理合理化、次のページに ございます各種施設の見直しについては今年度中に協議を進めながら取り組んでまいりたいと考え ております。(3)でございます。補助金の見直しです。これについても、先ほどの町長からのご 説明がありましたが、まず「補助金等の見直しに関する基本方針」を策定し補助金等の性質別に7 分類に分類してとり行ってまいります。①から⑦の記載のとおりのような分類を設け、以下6点ほ ど記載しておりますが、このような内容で取り組んでまいりたいと考えております。(4)公共施 設の見直しでございます。これについても先ほど町長から報告がございましたので省略をさせてい ただきたいと思います。次に、15ページ(5)公債費の抑制でございます。これについても重点 項目でございますが、第三セクター債の改革推進債の繰り延べを 10 年から 15 年に延長し国のほ うに申請をしてまいります。(6)物件費・維持補修費の削減でございます。物件費・維持補修費 はここに記載してあるとおり、コスト意識を徹底しながら、さらなる削減に向けて進んでまいりた いと考えております。次に(7)繰出金の適正化でございます。公共下水道事業でございます。公 共下水道事業につきましては一般会計からの繰り出しによって経営の安定化が図られております。 しかし、過去に行った基盤整備に係る公債費等の償還額が増加しており、一般会計からの繰出金が 増加する状況にございます。そのため、使用料の見直しを27年度に行い繰出金の軽減に努めてま いります。次に、16ページです。特別養護老人ホーム事業会計についてです。平成24年度から利 用率が減少をし始め、24、25年度については事業基金を繰り入れる対応を行っております。今後 については、繰出金を増額しなければならない状況にございます。そのために指定管理者との協議 を進め入所率の向上を目指してまいります。次に、国民健康保険病院事業でございます。新たな経 営改善計画を定め、医療収益の改善と地域医療の確保を目指していきます。次に、(8)投資的経 費(普通建設事業費)の抑制でございます。これについては、道路や公共施設等の建設、整備等に 係る投資的経費に充てる町の一般財源ベースを1億5000万円以内に抑制して、今後、計画期間内 で進めてまいりたいと考えております。次に、17ページです。ここからは特別会計・企業会計の 取り組みでございます。まず、(1)国民健康保険事業です。ここに記載したとおり北海道からの 指導がございます、本町の被保険者数1万人以下92%の収納率を目指し29年度までの達成を目指 していきます。次に、(2)後期高齢者医療事業でございます。後期高齢者の保険料につきまして は特別徴収については 100%納入がございますが、普通徴収分が年々低下していることから 32 年 度の目標額を97.4%、滞納繰越分を10.0%と目指していきたいと考えております。(3)公共下 水道事業でございます。下水道事業については使用料、受益者負担、使用料の見直し等ございます。 ここに記載したとおりの目標額を達成するための努力を重ねてまいりたいと考えております。使用 料は先ほど述べましたが 27 年に改正を予定しております。次に、18 ページ (4) 港湾機能施設事 業でございます。港湾機能施設整備事業については上屋の使用率が減少しておりまして、現状7割 の使用率になっておりますが、今後ともこの7割を低下させない取り組みを今後とも積極的に行っ ていきたいと考えております。(5)墓園造成事業でございます。墓園造成事業につきましては 23 年度に施行し24 年度から使用開始となり販売開始をさせていただいておりますが、39 年度ま で一定の年度ごとの目標数値がございます。その目標数値を達成されない場合については、赤字に 転落するような可能性もあるため、使用促進を積極的に今後とも行ってまいりたいと考えておりま す。(6)介護保険事業でございます。介護保険事業については収納率は平成24年度で98.31% となっておりまして、今後ともこの収納率を34年度まで維持する対策を継続してまいります。 (7)特別養護老人ホーム事業でございます。先ほど繰出金のところで述べましたが、利用率が低 下しておりまして事業基金を繰り入れる状況でございますが、26年度以降は指定管理者と協議を 進め入所率の向上を図ってまいります。次に、19ページ目です。(8)介護老人保健施設事業で ございます。町立病院のきたこぶしでございますが28年度までは職員の退職手当特別負担金の影 響から赤字に転落してまいります。その後 29 年度以降については自助努力を行うことによって黒 字化が望めますので、それに向けて経営努力をしてまいります。次に、(9)水道事業でございま す。水道事業については新財政改革プログラムの取り組みにより2段階方式の基本料金に移行し、 基本料金を 1,000 円にして基本水量 5 立米以下に対する世帯に対して 5 年間 300 円を軽減する措 置をしておりますが、この措置が 27 年度で切れますので 28 年度以降軽減についての 300 円を見 直しすることにいたします。(10)国民健康保険病院事業でございます。これも重点課題の一つで ございますが、院長の指導による経営改善計画を行って収益を改善してまいる計画になっておりま す。以上を、今述べたさまざまな対策を取り行うことによりまして、23ページをお開きください。 まずここの場面で大変申しわけございませんが、特別委員会のほうに当初現状延長型の収支を皆様 にお知らせ説明をしておりますが、今回のこの現状延長型の収支を一部手直しさせていただきまし た。それについては地方交付税につきまして、交付税については本年度地域元気づくり推進費とい

うことで 5,000 万円ほどの交付をいただいておりますが、今後についてはこういう項目が違う対 策としては入り込んでくる可能性はございますが、この項目としては来年度以降入らないというこ とで、現状延長型の収支からこの対策に要する経費 5,100 万円を引かせていただくことの修正を 行いたいと思います。それによって当初 32 年度までの赤字額が 19 億 7,300 万円となっておりま したが、この交付税の削減分見込めない分を除きますと23億100万円、これが収支不足になると いうことでございます。この辺を訂正をさせていただいてから説明を申し上げます。こういう不足 額が増加しまして、その後の対策を行った結果、歳入では投資的経費の削減によって、国、道の支 出金がこのように減額してまいります。30年、31年については一部増額してまいりますが、トー タルで 8 億 1,000 万円の減額となっております。地方債では公債費負担適正化計画で基づいての 抑制を図ることから、このように歳入が減っていくということでトータル1億8,800万円、歳入 効果額合計では2億6,900万円が歳入減となります。歳出の削減についてでは人件費の縮減でこ こに記載しているとおり、26年から32年度の対策を行うことによって10億5,500万円の効果が 出ます。次に第三セクター債の繰り延べについては 15 年に延長することによって、来年度以降 8,300 万円の減少が行われることによって、トータルで 5 億 7,500 万円地方債の先ほど歳入のほう で地方債を借りを抑制するためによって、地方債の歳出側で抑制されるものが 2,900 万円、物件 費、維持費、補修費の削減についてはこれは事務事業の見直しに伴っての削減が1億 7,400 万円、 補助費はこれは補助金の見直しと町立病院の経営の改善によって、一般会計から繰り出す繰出金が 削減することによっての効果額、一応決算上は補助費ということになりますので、こちらのほうで 集計させていただいています。総額6億6,600万円でございます。繰出金の適正化については、 下水道会計、それから寿幸園の部分の増減で4,500万円、投資的経費については一部プラスにな るところもございますが、トータルで 2,600 万円でございます。これの今述べた詳細については、 資料編の1番最後のページで比較して出ております。これを見ながら説明申し上げます。ただいま の説明によって歳入で減少するのが 2 億 6,900 万円でございます。歳出で対策を行うことによっ ての対策額は 25 億 7,000 万円、歳出の合計 25 億 7,000 万円、その歳入側で 2 億 6,900 万円減り ますので対策額の合計としては不足額 23 億 100 万円を対策するものでございます。次に、22 ペー ジに戻っていただきたいと思います。これらの対策を行うことで目標にしていました、3点の対策、 3課題の対策で、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債比率、将来負担比率はこのようになり、 まず実質赤字比率は発生はしません。それから、連結赤字比率も同様に発生しません。実質公債比 率については、計画最終年度 16.8%と 18%を下回る計画になります。将来負担比率も現在、24年 度決算 197.7 が 75.2 と半減をするというような計画でございます。以上、対策についてはこのよ うな対策をとり行うことによって、目標に掲げた数値がしっかりできるというような状況になって おります。次に、最後でございますが、24ページの第6章、今後の課題でございます。本プログ ラムには載せられなかった今後の課題について記載しております。まず1番目、各種公共施設・土 木施設の改修等でございます。本プランについては、26年から32年までの7カ年の必要とする改 修経費等を全額計上しておりません。その理由としては公共施設等の統廃合を実施していく施設が

明確になってないことや、想定される改修費用が多額であるため、これを歳出計画に取り込むと大きな財源不足が発生するため、対策額が膨大なってしまいますので、これらについては記載をしておりません。そのために、本プランでは計画の歳出額の範囲内で執行していくということが求められております。以上のようにこのような状況のため、課題は残っておりますが歳出の範囲内でとり行っていくという考えでございます。2点目としては各種基金の積み立てでございます。基金の目的である事業が達成できないものも基金の特定目的基金の中では見込まれるため、特定目的基金の整理統合を今後とも行って有効な活用を目指していきたいと考えております。次に3点目でございます。ライフサイクルコストの試算と将来負担の財政システムの構築でございます。使用料の見直し等においてライフサイクルコストを考慮するというような、見直しを行っていくというようなことの計画になっておりますが、その場合において、今後将来に係る負担する経費をストックしなければならないということが出てまいります。そのためには、この経費を積み立てることも予算の中に組み込むということを現状ではまだできておりませんので、これについては今後検討をしてまいりたいと考えております。以上、課題としては3点記載させていただいております。

以上、簡単でございますが、私のほうからこの健全化プランの内容をご説明申し上げます。次に、 詳細については、各関係課長のほうから説明を申し上げたいと思います。

○委員長(小西秀延君) それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○委員長(小西秀延君) それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き町側からの説明を求めます。資料編は、後に皆さんでご参照いただき、資料1から別表 1、その後に続いて説明をさせていただきます。

野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) それでは、町立病院の経営改善計画の概要についてご説明をさせていただきます。町立病院では白老町の財政が逼迫している状況下におきまして一般会計からの繰入金を減額するために病院の自助努力により、病院収益の増額と医業費用の縮減を図るため、1つ目といたしまして患者さんがいかに来院していただけるか。2つ目といたしまして来院していただいた患者さんに信頼、安心を与えるかのソフト面の強化等々、安定した経営づくりの3点の基本方針及び改善計画値を掲げまして、院長以下全職員が統一した目標を持ちまして職員総意のもと、町立病院改善計画、経営改善計画書を策定し実行するものであります。この経営改善計画書は猪原院長名により策定しており、院長としての町立病院の経営改善に取り組む積極な姿勢、目標値を計画に反映しておりまして、医師を中心とする医局会議、病院の各部局幹部が出席する病院の運営会議において説明をいたしまして理解を得た上で町長に提出してございます。経営改善計画書は白老町の財政健全化プランに準じておりますが、計画期間は平成25年度から平成32年度までの8年間としております。この25年度の病院事業会計の決算額と平成26年度の同決算を重要視するため、

この2年間は集中改善期間として捉えてございます。なお、この計画は院長名により、年度終了後 点検及び評価を実施し、結果を公表することにいたしております。本日はお配りしております町立 病院経営改善計画の概要について説明をさせていただきます。それでは、資料1により説明をさせ ていただきます。本計画書の1ページ目の計画書についてから7ページの第4章、経営収支計画に 記載している計画内容を要約し記載してございます。それでは、この部分、1番最初に書いている 部分でございますけれども、院長として掲げる経営改善方針の主要内容でございますので朗読させ ていただきます。白老町立国民健康保険病院は地域における基幹的な公的医療機関として、「患者 さんに信頼され、笑顔と思いやりのある病院づくり」を基本理念に掲げ、町民の健康維持・増進を 図り、安全安心のまちづくりのための医療を積極的に提供してまいりましたが、医師をはじめとす る医療従事者不足とこれまで以上の患者数の減少、さらには医療費の抑制による収益構造の悪化な ど極めて厳しい経営環境にあり、一般会計からの多額の繰り入れによって経営が成り立っているの が現状であります。しかし、多額の繰り入れが白老町の財政を逼迫している一因でもあり、本院と いたしましては自助努力により医業収益の増加と医療費用の縮減を図り、一般会計からの繰入金を 減額していくことが一刻も早く望まれております。私自身といたしましては、この難局を乗り切る ために全職員が一丸となり患者さんに向き合い、迅速・丁寧・親切をモットーに対応していくこと が地域の中核病院としての役割と責務であると考えております。私はこのたび経営改善計画を策定 し全職員が統一した目標を持ち、職員総意のもと実行していくことにより患者さんの信頼向上と経 営改善に繋げてまいります。経営改善計画の基本方針といたしまして1点目として患者さんに来院 していただく病院づくりであり、2点目は来院していただいた患者さんに安心していただく病院づ くりであり、3点目は安定した経営に努める病院づくりの、以上3点を掲げております。次ページ 目をおめくりいただきたいと思います。経営改善計画の主な取り組みでございます。1点目は、町 立病院へいかに患者さんを導か、入院外来患者数の拡大を図るための強化方針であります、患者さ んに来院していただく病院づくりでございます。1項目目といたしまして、病院機能の紹介、これ までの病院経営の悪化の状況でございますとか今後の経営改善策等の広報紙、ホームページ等を利 用した病院紹介PRの拡大に努めます。2項目目といたしまして、医師を含む全職員がコスト意識 を持つこと。迅速・丁寧・親切な対応意識を持つことの全職員の意識改革の徹底ございます。 3 項 目目といたしまして、今現在は午後4時までの受付時間なのですけれども、それを午後4時30分 までの外来診療受付時間の延長を考えております。4点目といたしましてインフルエンザ等の予防 接種の受付時間の延長の見直しでございます。例年、インフルエンザ予防接種は 11 月くらいから 始めているのですけれども、午後1時から1時半までを受付時間として接種しておりましたが、町 民のやはり利便性を考えた上で午後の受付時間内とする考えを持っています。あと5項目目といた しまして常勤医師による地域での医療講演等の実施を積極的に進めていきたいと考えております。 あと6項目目といたしまして企業健診等の健康診断業務の拡大による、新規患者の獲得に努めてま いりたいと考えております。2点目の町民の信頼を得て来院しやすい病院環境の再編のための強化 方針といたしまして、来院していただいた患者さんに安心していただく病院づくりということで基

本方針を考えております。1項目目といたしまして、こちらにつきましても基本的な事項でござい ますけれども、病院として取り組んでいる状況なのです。それをさらなる強化方策として全職員に よる患者さんへの声かけ、あいさつ運動を徹底強化したいと考えております。あと2項目目といた しまして、こちらにつきましては受付から受診、会計までのスムーズな流れを強化すべきために各 関係部署の連携協力によりまして外来患者さんの待ち時間の短縮を図ってまいります。 3 項目目と いたしまして、救急医療に関しては医師、看護師、消防の救急隊員との連携強化を図りまして受け 入れ可能な救急患者さんにつきましては受け入れの徹底を努めてまいります。4項目目といたしま して、これは健康福祉課とタイアップもございますけれども成人病の予防教室でございますとか、 糖尿病との教室との健康栄養相談の業務を拡大してまいりたいと考えております。あと5項目目と いたしまして患者さんの転倒防止、インフルエンザ、ノロウィルス等の感染病を防止するために院 内の医療安全、感染対策の研修会を実施拡大いたしまして病院職員の全体のスキルアップを図って まいります。6項目目といたしまして新設したのですけれども安全衛生委員会というのを立ち上げ ました。その中で職員が随時職場の巡回をしておりまして、それで職場環境を不備なところを改善 するということでそういうふうに努めております。3項目目といたしまして、病院収益の増収対策 及び費用削減の強化方針といたしまして、安定した経営に努める病院づくりということで基本方針 を掲げております。1項目目の病院収益の増収対策についてでありますけれども、本計画書の中の 9ページの別表1に患者数の目標値というものを掲げております。それと別表2に病院収支の改善 計画書を掲げております。ということで、26年度以降につきましては入院につきましては1日平 均30人以上、外来は1日125人以上の患者数を目標値といたしまして、入院外来料金収入増収に 努めるとともに、さらには企業健診、特定健診及び後期高齢者等の検診者数の拡大に努めまして公 衆衛生活動収益の収入増を見込むとともに、医業収益全体の増収対策に全職員が一丸となって取り 組むものとしております。取り組み事項といたしましては一般病棟の入院基本料、これは看護基準 でございますけれども8月1日付けで懸案事項であったところで何とか10対1が取得できたとい うことで、さらなる施設基準による診療報酬加算の積極的な取得に努めてまいりたいと考えており ます。また、ほかの例えば苫小牧市立病院さんとか王子病院さんとかの他医療機関との地域医療の 連携室と連携強化を結びまして、当院への積極的な定員入院、外来患者の受け入れや、あと現在モ デル的に進めていますグループホーム等の在宅訪問の診療件数の拡大にも努めてまいりたいと考え ております。次に、2項目目の病院費用の削減対策についてであります。1項目目の平日出張医師 の見直しといたしまして、小児科の出張医師を今現在週5日体制なので、それを段階的に週3日体 制に縮小できないかということと、外来の今健診の担当の医師が出張の先生を派遣していますので、 それを廃止しまして常勤医師を担当する方法で考えております。ということで24年度と比較とい たしまして約1,230万円の削減効果を見込んでいるところございます。また、常勤医師の当直回 数が現在月3回程度を月4回に増加しまして宿当直医師に係る救急医療の待機経費の削減に努めて まいります。さらには、これは今年度院長の指示なのですけれども、診療材料費と薬品の在庫管理 の見直しの徹底ということでご指示を受けていまして、これは棚卸し関係進めております。という

ことで、削減効果を約1,000万円、24年度対比1,000万円の削減効果を見込んでおります。最後 に別表がついています。別表に病院会計の収支改善計画書ございます。24年度の決算額である真 ん中辺にスモールa、スモールbという医業収支という項目がございます。24 年度のときには3 億7,000万円という医業収支、医業損失が出ていたのですけれども、25年度以降につきましては 先ほど申し上げた医業収益の増収と病院の自助努力によりまして、経費節減に努めましてこの医業 損失をよくしていくという改善を図ってまいります。それとあと、その下に特別利益という欄がご ざいまして不良債務解消分という③の欄がございます。25年度につきましては議会等でご説明さ せていただいておりますけれども、地方財政法施行令に基づく資金不足解消分の繰入金が一応増額 になっているところでございますけれども、26年度以降につきましては病院の自助努力によりま して単年度の資金不足であります不良債務解消分の追加繰り入れをいただかないように、院長初め 病院スタッフ全員で一応取り組むスタイルとなっております。最後に別表の下段にあります、一般 会計からの繰入金の合計というのがございます。その中で医業収支の改善に取り組むことで 26 年 度につきましては3億4,000万円程度に、27年度以降につきましては一応3億円をきれる2億 8,000 万円前後に何とか一般会計の繰入金を抑制という形で考えております。最後なりますけれど も院長につきましては経営改善の基本方針に掲げている項目につきましては、今年度からできると ころは取り組んで、まずは 25 年度の病院事業会計の決算というのが正念場であると、そして 26 年度につきましてはさらなる経営改善のステップアップであると話されておりまして、早速院長と 私のほうで委託事業者を含む病院職員全体にこの計画書についての説明会を開催しまして、全職員 が一丸となって意識改革に取り組んで積極的に経営改善に取り組めるよう周知徹底を図ってまいり たいと考えております。以上、簡単でありますけれども説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) それでは、バイオマス燃料化事業についてご説明いたします。 資料につきましては資料の2になります。最初に現状継続〔整備・人件費等加算〕についてであります。現状の稼働体制、24 時間体制を継続した場合には今後発生する整備費や人件費等が必要となりますが、その費用を負担していくことは困難であります。次のページの表の1をご覧ください。次のページにあります、資料の1番上のほうに現状継続表の1があります。ここの部分につきましては稼働日数308日、24時間体制で操業した場合必要となる整備費、人件費等を加算した表となります。25年度の予算と対比した表であります。まず、支出についてご説明いたします。支出の部分につきましては広域処理負担金、それから残渣の処理委託料、それから燃料化施設運営経費となっております。3点を合計しますと25年度の予算で合計額3億396万6,000円となります。一方、収入につきましては食品加工残渣の処分手数料630万円、燃料売払収入が4,042万5000円です。合計しますと4,672万5,000円となります。支出から収入を差し引いた、支出充当一般財源につきましては25年度予算で2億5,724万1,000円となります。これに対しまして26年度現状継続をした場合の試算を載せてあります。大きく増となる部分につきましては燃料化施設の運営経

費なります。ここの部分の増になる部分につきましては整備費が約 7,300 万円、それから人件費 が 1,700 万円、合わせますと約 9,000 万円ほどの増ということになります。対して、500 万ほどの 施設運営経費の中で減になる部分がありますので、差し引いて増額となる部分が 8,514 万 7,000 円の25年度との対比の増という形になります。これを合計しますと26年度予算で3億8,911万 3,000円になります。25年度と対比しますと8,514万7,000円の増ということになります。収入 の部につきましては食品加工残渣につきましては 755 万円となります。排出量の増による増額で ございます。燃料の売払収入につきましては同額であります。合計しますと 4,797 万 5,000 円と なります。支出から収入を差し引いた一般財源の部分につきましては 3 億 4,113 万 8,000 円、25 年度の予算と対比しますと 8,300 万円ほど増となるものであります。以降、27 年度以降につきま しては同様で試算をしております。7年間の合計額につきましては表の右側の下のほうに5億 6,682 万 2,000 円というふうに合計額を記載しております。次に、初めの資料に戻りますけれども、 2. 事業の廃止についてであります。バイオマス燃料化事業を廃止した場合には補助金・起債の一 括償還と施設の解体などを行う必要があり事業の廃止は困難であります。一括償還額と施設解体の 内訳についてですが最初に補助金の償還額平成 26 年 3 月末の残高は 4 億 2, 186 万 3,000 円であり ます。起債の償還額につきましては同じく3月末残高で4億8,049万8,000円でございます。施 設解体費につきましては1億 6, 737 万円で、総額 10 億 6, 900 万円ほどになりますので事業の廃止 は困難であります。次に、3.事業規模の縮小についてであります。燃料化施設の運営については 現状のままでの運転規模では今後多額の整備費等が必要になります。このままで維持管理を継続す ることは困難であります。このことから可能な限り運転規模を縮小し稼働機器類の削減や整備費の 分散を図りながら運転を継続することとし、処理しきれないごみにつきましては登別市との広域処 理といたします。運転規模の縮小についてであります。初めに、(1)運転規模の変更事項(案) については、表の2と3、4に記載しております。それから、(2)運転手法ですけれども、規模 の縮小による試算につきましては、表の5に記載しております。あわせてご説明いたします。次の ページの中段をご覧ください。2、バイオマス燃料化施設運転規模の変更事項と真ん中の表のとこ ろにあります。最初に表の2です。燃料化施設関係の変更事項になります。上段が現状です。下の 段が縮小後の記載になります。最初に稼働日数につきましては原則 308 日縮小後変更した話であ ります。それから稼働時間、24時間体制を8時間体制に変更するものであります。従事している 作業員の人数ですが17名体制を8名体制に、ごみの処理量ですが可燃ごみにつきましては、現状 が 5, 737 トン、縮小後は 1, 080 トンになります。食品加工残渣につきましては現状は 626 トン、 縮小後が 755 トンになります。排出者の排出量の増による増加分でございます。それから、ペッ トボトルにつきましては、現状が71トン、縮小後につきましては、現時点では広域処理としての 試算をさせていただいております。それから、生成物の処理工程ですけれども現状が水洗い、脱水 方式をとっておりますが、縮小後につきましては、水洗いを廃止するということでございます。そ れから、固形燃料の生産量につきましては、現状が7,000トンに対し、縮小後につきましては 2,000 トンに変更するという形になります。それから、表の3です。ごみの分別に関してですが、

現状につきましては6分別、縮小後は変更なしでございます。それから、表の4でございます。一 般廃棄物広域処理の量です。現状がごみ処理量、登別にお願いしている量ですけれども 776 トン、 縮小後につきましては 5,435 トンの処理ということになります。内訳につきましては、下のほう の2のところに記載しているとおりでございます。次に、一般廃棄物広域処理と運転規模を縮小し たときの試算でございます。8時間稼働体制となります。25年度の収入、支出に対して、縮小後 の各年度を対比している表でございます。25年度の予算につきましては表の1と同じとなります。 まず、26年度の予算ですけれども、26年度予算の下に広域処理量と量が記載されていると思いま す。5,435 トンに対して、広域処理負担金につきましては1億8,000 トンで35万3,000円になり ます。それと、残渣の処分手数料が 761 万 6,000 円、それから燃料化施設運営経費につきまして は変更事項に基づいた人員、それからエネルギー等で試算しております。 1 億 1,301 万 5,000 円 となります。合計しますと 3 億 98 万 4,000 円となりまして 25 年度の予算対比としては 298 万 2,000円の減ということになります。一方、収入ですが、食品加工残渣につきましては755万円、 燃料売払収入につきましては 7,000 トンから 2,000 トンに変更なることで減で 1,910 万円となり ます。25 年度の予算と対比しますと 2, 762 万 5, 000 円の減という形になります。支出から収入を 差し引いた一般財源につきましては 2 億 8, 188 万 4, 000 円となりますので、25 年と対比すると 2,464 万 3,000 円の増となる試算でございます。以降、27 年度以降については同様の形で試算を しております。7年間の合計額につきましては、右のほうに記載されておりまして、7年間の合計 で 1 億 5, 283 万 4, 000 円となります。先ほどの表の 1 と表の 5 の対比につきましては差し引きで 4億1,398万8,000円の減となる試算となっております。広域処理に係る経費、燃料化施設運営 経費につきましては現時点での試算でございます。今後は、関係機関とさらに協議を進め経費の圧 縮に努めることといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

〇産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) それでは、港湾事業についてご説明いたします。資料の3でございます。港湾整備事業の変更計画の見通しということです。港湾内のセオンドの向上と船舶の安全な停泊のため島防波堤や西外防波堤の整備を進めてまいりますが、今後の港湾整備事業は現行計画で29年度までの4年間としておりましたが32年度までの7年間に延伸する考えであります。まずこの表の1番上の事業費でございますが26年度4億9,270万円であります。現行の計画では下から4行目の9億2,360万円の計画をしておりましたが4億9,270万円と53.3%に圧縮しております。27年度、28年度も同様で29年度までが圧縮しております。30年、31年、32年が残った事業費でございまして、この合計で32億370万円。当初、現行の計画では33億3,272万7,000円ですが、事業費の精査等もいたしまして1億2,902万7,000円を圧縮しております。事業費に基づきまして管理者負担金も大幅に削減しております。平成26年度では49.3%に当たる6,546万円の減額、27年度が49.7%当たる5,760万9,000円。28年度が66.6%に当たります2,895万9,000円、29年度が65.7%に当たります2,979万2,000円でございます。これに基づき

まして管理者負担金の減額としましては、405 万 5,000 円となりまして、一般財源におきましても 5 万 5,000 円の減額となります。ただ、この 26 年から 29 年度までを相当減額したということで 3 年間の繰り延べとなります。

以上でございます。

〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

〇総務課長(本間勝治君) それでは、資料4、職員数の適正化と人件費抑制についてご説明いた します。大きく2項目の対策とその効果額についてでございます。1項目目、職員定員管理による 対策で3点ございます。(1)でございますが、定員管理の重点事項及び主な適正化の手法につい てでございます。①行政資源としての職員の適正な配置に努めていく。②一般職員の年齢構成の適 正化を図っていく。③役職定年制の廃止を平成26年度から行っていく。④再任用職員の運用を平 成26年度から実施する。この再任用につきましては国の年金制度改革による年金受給年齢の段階 的な引き上げに伴って、無年金期間解消のために実施するものでございます。(2)主な定員適正 管理の手法についてでございます。①として、事務事業の見直しを推進していきます。②として、 組織機構の見直しを時代の変化や事務事業を検証しながら、より機能的な組織機能を検討していく ということでございます。(3)定員管理の実施内容であります。①として、類似団体比較推計に よる目標定数の考え方についてでございます。類似団体別職員数の状況をにつきましては、人口1 万人当たりの全国平均職員数は88.6人でございます。本町はご承知のとおり東西に市街地が点在 する地理的条件や単独消防など、これらを考慮いたしますと平成24年度における白老町の人口1 万人当たり 109.18 人となっておりますが、これを適正な数値として捉え今後の職員数の考え方の 基本にするという考え方でございます。それで、32年度の白老町人口推計につきましては1万 6,542 人という推計になっております。それで1万人当たり 109.18 で算定いたしますと約 181 人 となるところでございます。②の職員の採用についてでございます。退職による減員に対する採用 はおおむね5割程度といたします。なお、26年度から32年度までの退職者数は現状では64名と 試算してございます。また、再任用職員の雇用期間につきましては年金の一部支給開始年度、いわ ゆる比例報酬部分を受けた年の年度末までという考え方でございます。 2 項目目、給料削減による 対策であります。(1)につきましては、給料の削減につきましては 32 年度までの計画期間まで とすると。(2)給料の削減は、特別職一般職含めて記載のとおり、現状のまま削減するというも のでございます。3項目目、人員及び給料削減のシミュレーション(対策効果額)につきましては、 今ご説明いたしました大きく2項目の対策を実施したときのシミュレーションによる効果額でござ いまして裏面をご参照いただきたいと思います。裏面に一般会計ということでのシミュレーション をしたものでございます。まず、上段の①本来給でございますが、これにつきまして、まず給与削 減につきましては、先ほども申し上げました特別職、一般職とも逆に削減額なしという積算をして ございます。また、再任用職員につきましては部分年金支給開始年度末までではなく、満額支給開 始年度の 65 歳まで任用するとした推計でございます。次に、中段の②対策型でございます。これ につきましては、先ほど来申し上げました対策を講じた場合ということで給与削減につきましては

特別職、一般職も現状のまま実施したときと、それと採用予定者につきましては退職者に対する原則 5 割補充としたもの、再任用職員の雇用期間につきましては、年金の一部支給開始年度末までを雇用するといったような積算をしたものでございます。したがいまして、1番下の③効果額でございます。①の本来給から②の対策を講じた額を差し引いたものでございますが、ちなみに平成 26年度の③の効果額の支給額の合計欄をご参照いただきたいと思いますけれども、その結果、26年度では約1億1,300万円ほどの効果額が発生するといったようなことで、27年度以降同様の数値を載せてございまして1番右側の計欄でございます。7年間のトータルとして先ほど財政担当課長のほうからも話がありましたけれども、約10億5,500万円ほどの効果額が発生すると、いったようなことでございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

〇委員長(小西秀延君) 大塩総合行政局行政改革担当主査。

〇総合行政局行政改革担当主査(大塩英男君) それでは、私のほうから補助金の見直しについ てご説明させていただきます。配布をさせていただいております、補助金等の見直しに関する基本 方針(案)と資料5の基本方針(案)概要版をご覧いただければと思います。本日につきましては、 概要版に基づきご説明をさせていただきたいと思います。補助金の見直しにつきましては財政健全 化プランの取り組みの柱となる行政課題の一つとしておりますが、補助金はこれまで補助金等交付 規則などに基づいて交付をしているところでありますが、交付する際の確立された一定のルールが なかったことからルール、要するに今回お示しをいたします補助金等の見直しに関する基本方針を 策定し補助金等を抜本的に見直そうとするものでございます。そもそも補助金は特定の事業や団体 に対して行う財政的な支援でありまして、町の行政目的を効率的に達成するためには有効な手法の 一つではございますが公益上の必要性が絶対の条件でございます。また一方、長期にわたり補助金 に存続しがちで社会情勢が変化しても見直しが行われないなど、補助金に依存しがちで団体の事実 性が損なわれがちなどの問題点が一般的に指摘をされております。これらの問題を受けまして基本 方針の策定により見直しを進めるものであり、基本方針見直しのポイントを絞ってご説明させてい ただきます。まず1つ目のポイントでございますが、今回、補助金等を性質別に分類するものでご ざいます。分類化する内容といたしましては資料5の1ページ目をご覧いただければと思います。 補助金等の見直しの基本事項に記載のあるものでございます。まず①町の業務を代替的に行ってい る団体に対して補助するものを外郭団体補助といたします。②公益上その活動が必要であると認め た団体の活動に対して補助するものを団体活動補助いたします。③行事やまつりに対して補助する ものをイベント補助といたします。④特定の事業に対して事業費部分を補助するものを事業費補助 といたします。⑤特定の団体の活動や事業に対して奨励的に補助するものを奨励補助といたします。 ⑥法令、これには町が定める規則や要綱を含むことと定義づけいたします。法令や国、北海道の制 度、債務負担行為の設定による補助を義務的補助といたします。⑦制度として利子の差額を補給し ている利子補給金ということで、以上7つに分類をして補助金等を今後交付していきたいと考えて ございます。次に、2つ目のポイントといたしまして、今ご説明いたしました性質別に分類をした

結果を受けて分類ごとに見直しをするものでございます。資料の2ページ目、裏面をご覧いただけ ればと思います。まず、①外郭団体補助の見直しといたしまして団体への人件費補助は町職員の給 料削減水準を勘案して補助するものというものでございます。すなわち、町職員の給料削減を実施 している期間については団体への給料見合い分の補助金についても同様の削減率をもって積算し、 補助金を交付するものでございます。この見直しにつきましては、次年度、平成26年度から実施 したいと考えてございます。次に②団体活動補助の廃止でございます。本来補助金は事業費部分に 対して補助すべきものでありますが、団体活動補助は団体の活動費、事業費に対しても補助してい るのが現状であり補助金の目的達成の効果が見えにくくなっている課題もあるため、今後において は団体活動を廃止して事業費部分のみを補助する事業費補助へ移行したいと考えてございます。こ の見直しにつきましては即事業費補助へ移行することによる団体への影響なども考慮して2年間の 経過措置を設け 28 年度から実施したいと考えております。次に③イベント補助の廃止でございま す。行事、まつりの開催については主催者みずからで自主財源を確保することに努めるべきとの考 え方から、そのイベントの性格を勘案した上でイベントの補助を廃止したいと考えております。こ の見直しにつきましては次年度から実施したいと考えてございます。次に④奨励補助から公募型補 助への転換であります。さきに触れさせていただいたとおり、補助金の問題として社会情勢が変化 しても見直しが行われていないなどへの解決策として、団体の発意による応募による補助事業を受 け入れる仕組みとして、公募型補助制度を新たに創設したいと考えております。同制度を創設し補 助金を交付するためには新たな財源が必要となることから、団体、事業に対し奨励的に補助してい る奨励補助を廃止し公募型補助へ転換するものでございます。この見直しにつきましては新制度の 制度設計に時間を要することや、奨励補助団体への影響も考慮し、こちらにつきましても2年間の 経過措置を設け平成 28 年度から実施したいと考えてございます。以上、この4項目が分類ごとの 見直しについてでございまして、次にポイントの3つ目でございます。補助率の設定と終期の設定 であります。資料にいきます。では5番目、6番目の項目になります。補助率の設定につきまして は現在も町の補助金交付規則の中で、補助対象経費の2分の1以内というふうに規定がございます が、この考え方を厳格化するものでございます。こちらにつきましては外郭団体補助、義務的補助、 利子補給金を除く補助金につきましては、全て補助対象経費の2分の1以内の補助金の交付とさせ ていただくというものでございます。もう1点につきましては終期設定、いわいるサンセット方式 の導入であります。先ほどふれさせていただいた補助金の問題点の一つであります、補助金に存続 しがちで団体の自立性が損なわれがちであるという考え方から町単独による補助金の同一事業、団 体への交付は原則3年を限度とするものでございます。端的に申しますと、同一内容の事業につい ては3年をもって補助金の交付が受けられなくなるということでございます。以上の見直し項目の 内容で補助金の基本方針を策定するものでございますが、仮にこの方針に基づく見直しを実施した 場合は資料5の2ページ目に書いていますとおり、見直しの効果額といたしまして1,350万円を 見込んでいるところでございます。それでは次に、実際に今回の見直しによって具体的に補助金の 交付がどのようになるかということを一つの例でご説明させていただきたいと思います。資料5の

2ページ目の下の四角枠に例えばというところをご覧いただければと思います。今、仮にAという団体が団体活動補助金を交付されていたとします。A団体の団体活動経費の内訳は事務費が 10 万円、事業費が 30 万円と、今仮に設定をさせていただきます。今回の補助金の見直しによってこの団体活動補助というのは事業費部分のみを補助対象経費とする事業費補助へ移行するということと合わせまして、補助率は補助対象経費の 2 分の 1 というふうになりますので記載のとおり事務費分、事業費分、合わせて現状としましては 40 万円交付されている補助金が、28 年度につきましては事業費部分の 30 万円が補助対象経費となり、さらに 2 分の 1 というような形になりますので 15 万円に減額となって交付されるということになります。ですから簡単に申しますと、現状 40 万円の補助金が 15 万円になるというような形になるというような、これは仮のあくまでも例えばという話でございますが、そのような形になるということでございます。このように今回の補助金の見直しについては、補助金の本来あるべき姿を基本方針としてルール化をし補助金の適正化を図るものでございます。今後におきましては、この見直し内容、基本方針については補助団体の皆様についてもご説明をさせていただいて、ご理解をいただきたいと考えてございます。

以上で補助金の見直し、基本方針についての説明を終わらせていただきます。

〇委員長(小西秀延君) 須田総合行政局行政改革担当課長。

〇総合行政局行政改革担当課長(須田健一君) 私のほうからお手元の資料6、白老町公共施設 のあり方の見直し方針(案)についてご説明させていただきます。まず、1点目の趣旨でございま すが、これは先ほど町長のほうから趣旨等については主要課題の取り組みの中でご説明してござい ますが、公共施設の町における現状や課題ということで、一つは大きく施設の経年劣化による老朽 化というのが、施設がそういう施設が多く存在してございます。耐用年限が今後 10 年以内に経過 する施設の、例えば白老生活館、東町、緑丘福祉館、虎杖浜公民館、武道館など、今後 10 年以内 に耐用年限が経過してくると。また、既に経過している施設の中には白老中央生活館、美園、萩野 児童館、子育てふれあいセンター、高齢者学習センター、総合体育館などが既に耐用年限が経過し ているところでございます。当然、こういう経年劣化による老朽化、今後建てかえ等の検討もして いかなければならないという現状が出てきていると。そういった中で、2つ目としては人口の減少 や少子高齢化によって施設の利用率の低下などの問題も出ているということで、いかにその施設を 有効に利用するかということで利用率の向上に努めていかなければならないというようなことも課 題として現在抱えているわけです。もう一つは、町財政の硬直化ということで、非常に厳しい町財 政に現在なっているという中で公共施設の修繕計画として試算を今後10年、25年から34年にか けての試算をしたものがございますが、それによりますと約34億ほど修繕等に経費を要するとい うようなことにもなっていることから、今後公共施設のあり方について見直しをしていかなければ ならないという考え方の中で、どのように進めていくかということで見直しの方針を策定して進め て、検討していくということで考えてございます。見直しの対象となる施設についてです。2つ目 になりますが、これにつきましては町民が直接利用する施設を対象にすることになりますが、公用 の例えば役場庁舎だとか消防施設だとかという公用の施設、道路、公園、河川等については対象か

ら除くこととしています。また、病院、学校、保育所、これら別に検討を進められているものにつ きましても、この見直しの中からは対象外としてございます。次に、3点目の公共施設の見直しに あたっての視点を4点ほどにまとめて検討を進めることとしてございます。 (1) は、利用率の低 下だとか今後の利用が見込まれない施設と、こういった施設に対して本当にその施設の必要性につ いて見直す必要があるというふうに検討をしていきたいというふうに考えてございます。 (2) に つきましては、また地域内に同様の目的を持った類似性の高い施設、これらについては統合等を検 討していくこととしています。 (3) につきましては、民間等のノウハウを活用することによって 施設の効率性や利便性の見込まれる施設については指定管理者制度の活用を検討し既に制度を活用 している施設については継続していくということで施設の利便性についても視点の一つとしてござ います。次に、最後(4)施設の採算性ということでその施設が担っている行政サービスの提供が 行政が事業主体でなくてもよい場合だったり、採算性が確保できるなど民間で提供可能な施設につ いては移譲等の検討もしていくこととしてございます。次に4点目の、これらを踏まえまして見直 しの検討内容としまして、(1)公共施設の性質分類により統廃合を検討することとして、公共施 設の統廃合の推進を進めることとしてございます。 (2) 公共施設の新築・改築につきましては計 画期間内、凍結することとしてございます。 (3) 公共施設の維持管理費等の削減について施設の 開館期間の見直しなどによる経費の削減に取り組むこととしてございます。(4)公共施設の民間 委託の推進ということで指定管理者制度や民営化、業務委託化、その他再任用制度や嘱託職員の活 用などについても検討をしていきたいということで検討を進めることと考えてございます。なお、

(5)公共施設の整理合理化で地域の集会施設など町民が利用する施設の統廃合にあたっての、整理合理化の考え方を5点目でそこに考え方を載せさせていただいてございます。町民が多く利用する施設については、町民の声を多く聞きながら進めていくことが大切だということで、基本的には統廃合等を進めていく中では町民主体で取り組むことが望ましいということで考えてございます。それらの観点を踏まえまして、その取り組みについては連合町内会を母体とした地区協議会組織づくりも検討しながら、町の地域担当者と連携していく中で地区の振興計画を合わせて策定していく中で、合わせて公共施設の問題を含めて整理合理化を進めていきたいというふうに今後考え検討していくこととしてございます。その振興計画の策定の考え方のイメージとしては、資料の3ページ目のところにイメージとしてフロー図をちょっと載せてございますので、参照していただければというふうに考えます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長(小西秀延君) ただいま、町長、担当課長等から説明がありましたが、確認したい点、 わからなかった点などを質疑を受けつけたいと思いますが資料が多いため、資料名、資料ナンバー 等、ページ数をご指定の上、質問をよろしくお願いいたします。議論については、次回以降で時間 を設けますので、わからなかった点等のご質問をお受けいたします。

13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 改革プランの4ページを開いてください。ここの(4)と(5)の新財

政改革プログラムにおける対策を受継ぐ、そして健全化プランも見直ししていくということは、今回これはどういう言い方をすればいいですか。健全化でプランが出た効果額数値も出ていますけれども、どういうふうに解釈したらいいのか。我々はどれをチェックして、数字とか、受継ぎということは、これはざっとしか見ていませんけれども、この資料編にある最後の収支の見通しの効果額、新財政改革プログラムにも出ていますね、28年まで財調に幾ら積むとかどうだとか。それはどちらが生きてくるのですか。それと、あそこにいろんなことを書いていますけれども、どういうふうな見方をしたらいいのか。これは生きるといっていますから。どちらが優先的に生きて、我々はどちらの数字を見て、白老町の健全化を議論したらいいのか、その辺どうなっているのでしょうか。

- 〇委員長(小西秀延君) 安達総合行政局財政担当課長。
- ○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 4ページの(4)の考え方でございますが、本プランでお示した目標年次が26年から32年までとございまして、本年度の25年度についてはこの本プランに入っておりません。25年度については、全プログラムを継続していくというような考え方で、来年度からはこの本プランを基本に考えていくということの、つながりがちょっと悪いものですから、25年度は全プログラム引継ぐ。新たに26年からは、このプログラムを行っていくというような考え方でこういう書き方になっております。
- **〇委員長(小西秀縁君)** 13番、前田博之委員。
- ○委員(前田博之君) 今年度までは新財政改革プログラムを健全化の柱として生きるけれども、 26年度以降のこの数字は、きょう説明あったものの数字が目安になっていくということの解釈でいていてすか。
- 〇委員長(小西秀延君) 安達総合行政局財政担当課長。
- ○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) すっきりするのは、私が今言ったような考え方でございますけれども、今まで新財政改革プログラムでやってきた取り組みも一定の効果がございましたので、その削減してきた一定の効果も忘れずに受け継いでいきながら、新たなプログラムに乗りかえていくというような意味合いもありますから、しっかりここできちんと考え方を変えるのではなくて、過去にやってきた実績額も、先ほど説明したとおり一定の効果はありますので、その部分も精神的に引き継いで行っていくというような考え方でございます。
- ○委員長(小西秀延君) ほか、質疑お持ちの方。7番、西田・子委員。
- ○委員(西田・子君) 何点か質問したいのですけれども、今回の財政健全化プランの見直しの中で、平成28年度中までに行うという、前回のやつから32年度まで延ばしたわけなのですけれども、その後例えば港の問題としましたら、計画の中ではこういう数字になりますと書いていますけれども、実際に、では港は最終的にその時点で完成するのか、まだその先があるのかとか、それとか途中で、ここで書いていますね、公共施設とかそういうところの修繕をするとか、そういうような大きなものは先延ばしするというわけではないけれども、この計画の中に入ってないと、そういうようなものの別個な形のものとかは新たに出していただけるかどうなのか。というのは、今こ

この書いているやつだけで読ませていただくと、やはり全体像の中の本当に今改革しなければならない部分だけがこうやってぽっとというふうに私はそういうふうに見えるのです。そうではなくて、これをやった段階で残りの部分はこれだけあるのだとか、何かそういうものはもうないのかしらと思うのですけれども、言っている意味わかりませんか。港の話をしただけなのですけれども。例えば町立病院にしても改革しますといっても、ではこの改革プログラムをやった後は、ではどうするのとか、そういうような計画とか、考え方とかは、こういう計画の中に全然含まれていないので、それはそれで別個に新たに考えてくださるのかどうなのか、何かやることはわかる、一生懸命考えてやられたのは。でも、全体像が何かその後どうなるのかというのがちょっと見えない感じがしたものですから、それはまた別個に考えていただけるのかどうなのかと、その辺だけお伺いしたいと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 岩城総合行政局長。
- ○総合行政局長(岩城達己君) 多分、今西田委員おっしゃっているのは、もっとその個々のプランのことが、これでは見えてこないという視点かと思います。それで、大きくはまず総合計画にも発展してくるのですが、それぞれの個別の事業については、この後の実施計画といいますか、実行していく計画、それと今回のプランの予算と今度リンクさせなければならない。個々にはそういうところで初めて見えてくると思います。きょうの段階では、では今例にあった、例えば修繕がどこに、ではここは我慢してこちらはやるのかという、ここがこれでは見えてきていませんから、今ご質問にあったということだと思いますので、このプランをベースに次はそれぞれ実施していく部分、これはまた別個に出てきますので、総合計画の位置づけの中でご説明することになろうかというふうに考えています。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑をお持ちの方。14番、及川保委員。
- ○委員(及川 保君) 14番です。バイオマスの燃料化事業の継続ということで、この7年間約4億1,400万円くらいの効果があるという、この案を出してきたのですけれども、この2つ目にある運転規模の変更、現状はこの25年度ベースでいって、稼働時間が24時間体制だと言っているのですけれども、この現状はもう16時間体制ではなかったですか。現在、今やっている稼働している状況は。なぜ、24時間体制との比較をしなければいけないのかということをちょっと1点疑問に思ったものだから、それともう1点は、もうこの一つしか施設の縮小後の資料としてしか出していないのだけれども、このほかにあと考えられるような対策はなかったのか。とりあえず、今その2点だけお聞きしたいと思います。
- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 2点、ご質問ありました。最初に24時間体制との対比はなぜという形ですけれども、ここの部分につきましては、今現状は24時間で稼働していまして、今後これをずっと動かしていく段階になると、ここに係る整備費がこれだけかかります、それから人件費も必要になりますということが、受託者のほうから提示されています。そこの部分を含んで、32年度がこういったような状況になりますという部分を、まずはこういった状況になりますというこ

とで一たん試算しています。これに対して、24 時間から、前は16 時間で一度試算しましたけれども、それでいきますと結果的には今、前回も3,500 万ぐらい増になりますという数字を出させていただいているのですけれども、それでまず16 時間でもまだお金がかかります。なので、基本的には8時間という試算を1回させて対比させてもらっています。それから2つ目としては、その8時間稼働以外に何かほかに検討している部分はないのかということなのですけれども、今の段階では稼動時間としての捉えとしては、1番小さいというのですか、そういった中でも8時間というふうに試算させてもらっています。ただ、時間はそれは1番小さい稼働時間だと思うのですけれども、日数については現状のままで今試算していますので、そこの部分はどうなのという検討というのですか、議論はあると思います。そういった形の中で、今回試算をさせていただいているという状況です。

以上です。

〇委員長(小西秀延君) 14番、及川保委員。

〇委員(及川 保君) 14番です。縮小後の考え方としては理解はしたのですけれども、やはりこのごみ処理業は二重になってしまいますね。そういう中からすると、宮脇思案にもあったのだけれども、やはり廃止をして、あと国の補助金の問題があるから、一括返還の問題があるから、この部分をどういう形で進めるかというのは、いろいろあるとは思うのだけれども、方法論は。このあたりのことを全く考えなかったのか、ここだけはお聞きしておきたいというふうに思います。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

〇生活環境課長(竹田敏雄君) まず、ごみ処理について二重になっていますということの部分 については、施設も動かしますし、それから広域処理にもお願いしますという形の中では二重になっているのは事実になります。そういった形の中で、規模を縮小して運転していきますと。その部分以外に、施設を廃止しますと、こういった部分については国のほうと協議はしております。結果として、先ほどご説明をちょっとさせていただきましたけれども、補助金と起債の一括返還というのは、これは国のほうから言われています。なので、今の時点では先ほど金額は 10 億近くなりますという部分でご説明させていただきましたけれども、今の時点では廃止ということになれば、この 10 億というお金が必要になってきますので、廃止するにはなかなか困難という判断で規模の縮小というふうにしております。

以上です。

○委員長(小西秀延君) ほか、質疑をお持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

それでは、次回の特別委員会の開催と進め方についてでありますが、小委員会を開催して決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

次回の開催と進め方については、小委員会を開催して決定することといたします。

◎閉会の宣告

〇委員長(小西秀延君) 本日の特別委員会の調査はこの程度にとどめたいと思います。 これをもって本日の特別委員会は閉会いたします。

(午後12時09分)